

和歌山県男女共同参画センター

概 要

平成 23 年度

和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9F

TEL 073-435-5245

FAX 073-435-5247

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/index.html>

目 次

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の概要	3
-------------------------	---

平成23年度事業計画概要

1 主要事業	7
2 講座・イベント等開催事業	9
3 情報収集提供事業	11
4 相談事業	12

平成22年度事業概要

1 イベント開催事業	14
2 講座開催事業	15
3 各種事業	19
4 情報収集提供事業	28
5 相談事業	32
6 センター利用状況	36

参考資料

和歌山県男女共同参画推進条例	38
和歌山県男女共同参画基本計画のあらまし	43

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の概要

1 基本方針

和歌山県男女共同参画センターは、男女共同参画社会実現のための様々な活動と交流の拠点として、男女が共に喜びも責任もわかち合いながら社会のあらゆる分野へ参画することを支援します。

2 男女共同参画センターの果たす機能と役割

センターには、次の5つの機能があり、それぞれに対応した事業を展開しています。

(1) 出会いと交流

交流スペースでの出会いや、貸室（会議室・一時保育ルーム）を利用して交流を広げることができます。

(2) 学習と啓発

講座・講演会・イベントを通して、自身の問題解決や男女共同参画の推進にむけて、知識や能力を身につけることができます。

(3) 情報の収集と発信

男女共同参画に関する図書・DVD等を収集しています。また、ホームページの開設や情報誌を発行しています。図書・情報資料室では、読む・見る・借りるなど、情報収集ができます。

(4) 相談と支援

あなたの悩みをうけとめ、あなたらしく生きるお手伝いをしています。女性の方は、女性相談員が対応する電話や面接による、総合相談・カウンセリング・法律相談が受けられます。男性の方は、男性相談員が対応する電話相談が受けられます。

(5) 新しい文化の創造と支援

多様な価値観を認め合う社会づくりを推進しています。新しい地域づくりなど、あらゆる分野への参画を推進するための支援を受けることができます。

3 沿革

- 平成4年度 ・「健康ふれ愛和歌山計画」策定
総合健康福祉棟（仮称）内に女性センターの整備を計画
- ・女性問題懇話会に女性センター検討部会を設置
- 平成5年度 ・総合健康福祉棟（仮称）基本設計
- 平成7年度 ・総合健康福祉棟（仮称）実施設計
- 平成8年度 ・建設工事着工
- 平成9年度 ・女性センター事業企画委員会を設置
・女性センターの愛称募集開始
- 平成10年度 ・女性センターの愛称を「りいぶる」に決定
・女性に関する相談機関ネットワーク会議を設置（11月）
・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（複合施設）竣工
・9階に女性センターを開設（12月）
・女性就業援助センターを女性センターに組織統合
- 平成13年度 ・女性センターの名称を男女共生社会推進センターに変更（4月）
・女性就業援助促進事業を終了（3月）

- 平成21年度 ・ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9階に男女共生社会推進センター、県青少年活動センター、県NPOサポートセンターの3施設を集約し、会議室等の共有化を開始。併せて開館日、開館時間等を変更。(10月)
- 平成22年度 ・ 男女共生社会推進センターの名称を男女共同参画センターに変更(4月)
- ・ センター運営事業の一部業務委託開始(4月)

4 建設概要

建物名称 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(複合施設)

所在地 和歌山市手平2丁目1番2号

敷地面積 31,657.02m²

延床面積 20,823.64m²

建物構造 高層棟 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下1階、地上12階、塔屋2階

低層棟 鉄骨造、地上2階

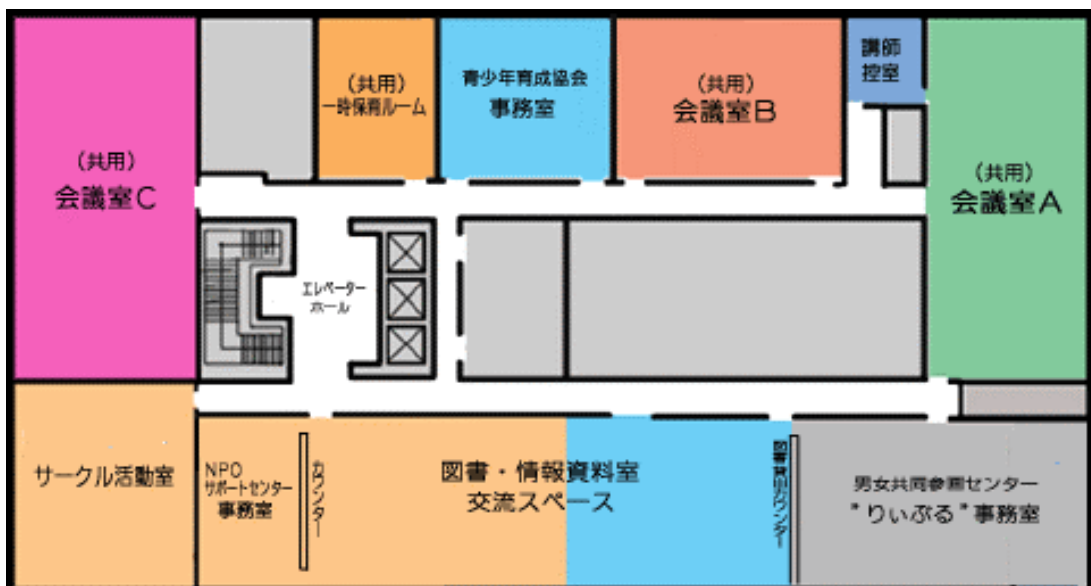
5 男女共同参画センター施設概要

施設位置 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9階

面積 558.24m² (会議室A・Cを含む) ※3施設共用

事務室・所長室・相談室 図書情報資料室 交流スペース・倉庫	講師 控室	会議室A ※共用	会議室B ※共用	会議室C ※共用	一時保育 ルーム ※共用
229.22m ²	21.72m ²	152.69m ²	91.32m ²	154.61m ²	45.77m ²

(平面図)



6 組織

所 長 ————— 企画課長 ————— 課員 3名



一部業務委託業者
(特定非営利活動法人 和歌山 e かんぱにい)

7 利用について

(1) 開館時間

午前9時から午後9時まで（日曜日は午後5時30分まで）

(2) 休館日

毎週月曜日、国民の休日（祝日）、年末年始（12月29日～1月3日）

8 交通案内

和歌山駅から

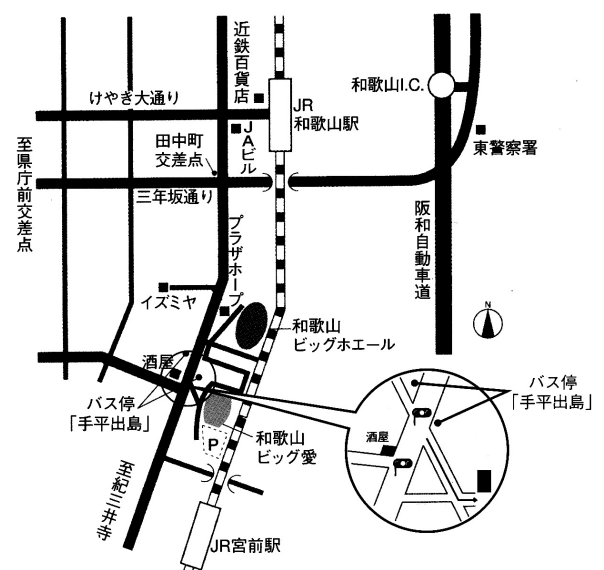
- ・徒歩 約20分
- ・バス利用
1番…新手平経由海南日限下またはマリーナシティ、医大病院行き
所要時間 約5分（5番目の停留所「手平出島」バス停下車）

宮前駅から

- ・徒歩 約7分

和歌山市駅から

- ・バス利用
5番…JR和歌山駅経由海南日限下
またはマリーナシティ、
医大病院行き
所要時間 約20分（「手平出島」
バス停下車）



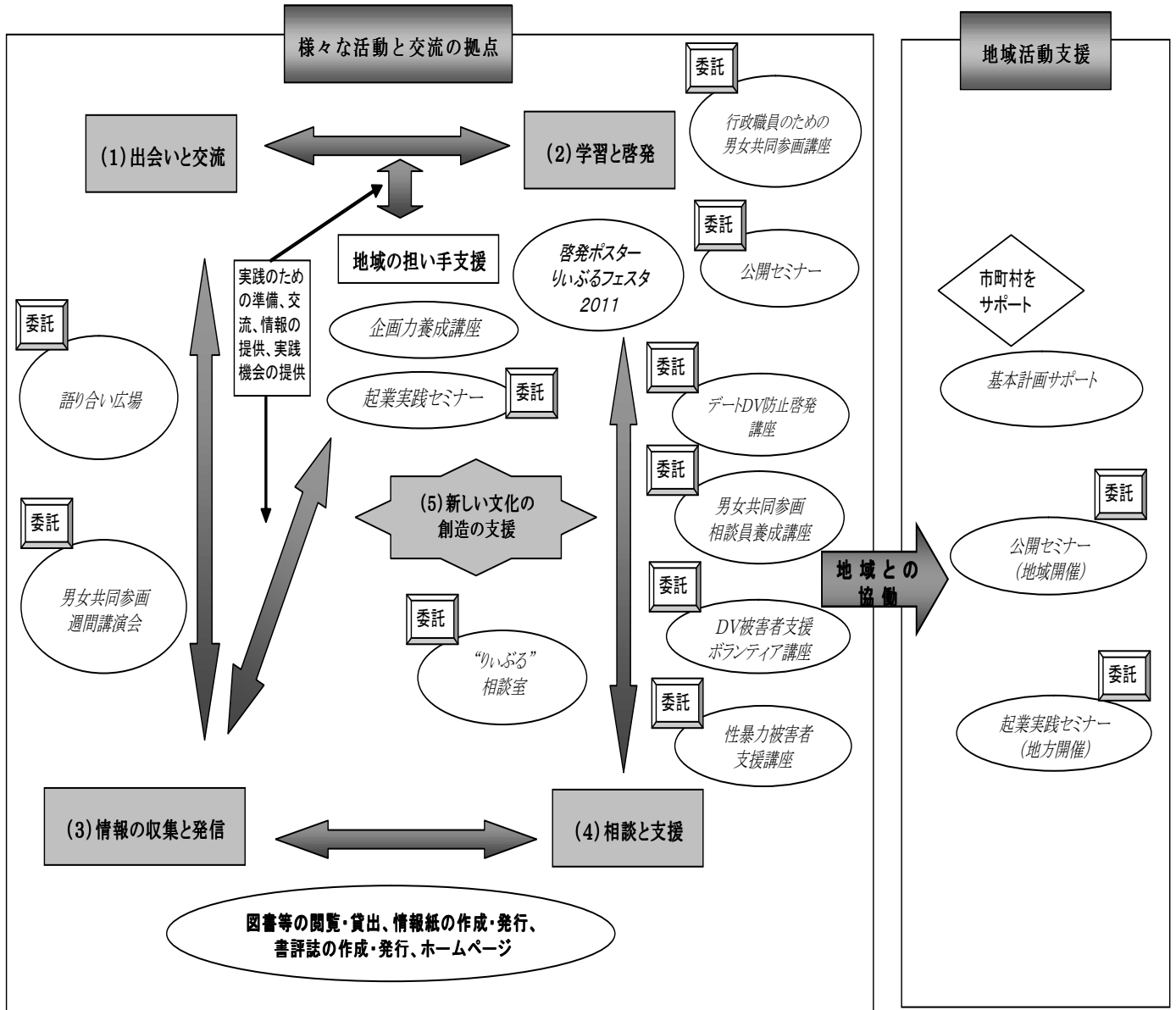
平成 23 年度事業計画概要

1 主要事業

(単位：千円)

事業名	事業区分	主な事業内容	本年度予算額
男女共同参画センター 運営	直営	<ul style="list-style-type: none"> ・りいぶるフェスタ2011 ・男女共同参画啓発ポスター募集 ・企画力養成講座 ・基本計画サポート事業 ・講師派遣 	全体事業額 55,488 (内直営事業分) 13,243
	委託	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員のための男女共同参画講座 ・男女共同参画週間講演会 ・公開セミナー ・語り合い広場 ・起業実践セミナー ・起業実践セミナー（地方版） ・男女共同参画相談員養成講座 ・性暴力被害者支援講座 ・DV被害者支援ボランティア養成講座 ・デートDV防止啓発事業 ・男女共同参画相談員による常時の相談 ・法律相談 ・カウンセリング ・男性相談 ・センターニュースの作成・発行 ・書評誌の作成・発行 ・図書・ビデオ等の貸出、収集 ・会議室等の貸出 	(内委託事業分) 42,245

機能に応じた事業展開



2 講座・イベント等開催事業

○直営事業

名 称	内 容	開催日	講師等
りいぶるフェスタ 2011	男女共同参画推進に向けた意識啓発のため、公開講座を中心としたイベントを開催。併せて男女共同参画啓発ポスター最優秀賞受賞者の表彰を行う。 ・公開講座 ・男女共同参画啓発ポスター最優秀賞受賞者表彰式 入賞作品展示など	11/19（土）	未定
男女共同参画啓発 ポスター作品募集	男女共同参画をテーマとして県内の小中高校生を対象にポスターを募集し、男女共同参画について考える機会を提供する。 《募集期間：平成23年7月1日～9月16日》	りいぶるフェスタにて最優秀賞受賞者表彰予定	
企画力養成講座	男女共同参画の視点を持ち地域の課題や問題解決に取り組むための企画力（知識と実践力）を持つ人材を養成する。 《募集期間：平成23年10月～11月》	10月～11月 （予定）	
基本計画サポート 事業	市町村が策定した（策定予定の）男女共同参画基本計画をサポートするため、市町村と協働して地域の担い手となる人材養成や気運醸成の講座等を当該地域で開催する。	8月～翌1月 （予定）	

○委託事業

名 称	内 容	開催日	講師等
行政職員のための 男女共同参画講座	行政職員として知っておくべき基礎知識及び行政にどう活かしていくかを学ぶための講座を開催する。	4/26（火）	和歌山大学教授 足立基浩
男女共同参画週間 講演会	男女共同参画週間に合わせ、広く共同参画の意識啓発を図るための講座を開催する。	6/29（水）	株式会社 東レ経営研究所 特別顧問 佐々木常夫

名 称	内 容	開催日	講師等
男女共同参画相談員養成講座	市町村における男女共同参画基本計画策定をはじめ、女性問題に関する相談で実践的知識を有する人材を育てるために、基礎講座（初年実施）及び、ステップアップ講座（継続実施）を開催する。	5月～7月 （予定）	未定
DV被害者支援ボランティア養成講座	地域でDV被害者に寄り添う支援ボランティア養成講座（継続実施）を開催する。	1月 （予定）	未定
語り合い広場	相談から見えてくる様々な課題をテーマに、ゲストスピーカーの講義と参加者との交流会を開催する。（年2回）	9月～11月 （予定）	未定
起業実践セミナー	雇用以外の就業形態としての起業に対する支援、自己表現・社会貢献を目指した起業に対する支援を目的としたセミナーを開催する。	10月～11月 （予定）	未定
起業実践セミナー（地方版）	農村漁村の特性を活かした起業に対する支援を目的としたセミナーを開催する。	10月～12月 （予定）	未定
性暴力被害者支援講座	性暴力被害者に関わる支援者等への講座を、開催する。	8/28（日）	性犯罪被害者支援活動「みかつき」主宰 小林 美佳
デートDV防止啓発事業	県内高校への出前講座を開催。また、県内小・中・高校・特別支援学校の生徒指導担当教員への講演会を開催する。	7月～12月 （予定）	未定
公開セミナー	ふるさとづくりへの県民の参画促進や、社会的気運の醸成を図るため、男女共同参画を身近に考えることのできる旬のテーマをとりあげ、講演やパネルディスカッションを開催する。	9月～翌1月 （予定）	未定

3 情報収集提供事業

図書・情報資料室に配架する男女共同参画社会づくりに関する図書・資料を中心に収集するとともに、情報誌の発行、インターネットによる情報提供を行い社会参画や活動支援、男女共同参画の推進を図る。

また、NPOサポート及び青少年育成関連図書の一括管理を行う。

(1) 利 用

- ・ 開館時間 火～日 午前9時から午後9時まで（日曜は午後5時30分まで）
- ・ 休 館 日 毎週月曜日、国民の祝日（休日）、年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 閲 覧

- ・ 男女共同参画に関する図書の配架
- ・ ビデオブースでのビデオ鑑賞
- ・ 雑誌・行政資料の室内閲覧
- ・ インターネットによる情報閲覧

(3) 図書貸出

① 利用者登録

- ・ 県内に在住・通勤・通学の方（概ね16歳以上）
- ・ 「貸出利用カード発行申込書」に所要事項を記入のうえ、氏名、住所を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）を提示。
- ・ 「貸出利用カード」の発行（有効期限2年）

② 個人貸出

- ・ 書籍については、1人3冊以内、ビデオ・DVDについては1人1点まで。
- ・ 期間は2週間まで。

(4) 情報誌の発行

- ・ センターニュース「りいぶる」の発行（年3回）

(5) インターネットによる情報発信

- ・ ホームページによる情報発信

4 相談事業

男女共同参画に関連した様々な悩みの相談に応え、自分らしい生き方を実現していけるよう支援する。

(1) 総合相談

家庭や職場のこと、生き方への不安など自分らしく生きるうえでさまざまな悩みや相談に女性相談員が応じる。

●電話相談

火～土曜日 9:00～20:30

日曜日 9:00～17:00

●面接相談（要予約・女性のみ）

火～土曜日 9:00～17:30

日曜日 9:00～16:00

(2) カウンセリング

女性が抱えるこころの問題に女性カウンセラーが相談に応じる。

●面接相談または電話相談（要予約・女性のみ）

毎月第1～第4金曜日 13:00～16:40

(3) 法律相談

夫婦、財産相続、金銭問題等、女性にとって身近な法律上の問題に女性弁護士が応じる。

●面接相談（要予約・女性のみ）

月3回（不定期）13:00～16:10

(4) 男性相談

男性のための電話相談。
職場のストレス、夫婦・家族・人間関係の問題に男性相談員が応じる。

●電話相談（男性のみ）

毎月第2水曜日 16:30～20:30

平成 2 2 年 度 事 業 概 要

(注) 数値は四捨五入を原則としているので、構成比の合計値と内訳の計が一致しない場合もあります。

1 イベント開催事業

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の活動を広く県民に周知し、県民参加のもと「男女共同参画社会づくり」の意識高揚を図るためのイベントを開催した。

(1) りいぶるフェスタ2010

男女共同参画推進に向けた県民意識醸成に努めるとともに、身近な問題として捉える契機となるよう、和歌山ビッグホエールにおいて講演会等を開催した。
(人権フェスティバルと同時開催)

月 日	会 場		テ ー マ	講 師 等	開催時間	参加者
11/13(土) 14(日)	和歌山ビッグ ホエール	1	男女共同参画いきいき 大賞表彰式	ベストパーソン賞 ベストグループ賞	11/13(土) 13時～15時	延575人
		2	ハンドベルミニコンサ ート	和歌山信愛女子短 期大学 学生サークル 「セリア・ベルズ」		
		3	講演 「幸せのカタチ ～婚活事情から～」	ジャーナリスト 白河 桃子		
		4	男女共同参画啓発ポスター入賞作品展示			
		5	女性のチャレンジ坪ショップ 二人展(押し花ミニ展示、写真と言の葉のミニ展示)、 スワロフスキーアートのネイル体験、羊毛フェルト体 験)			

(2) 男女共同参画週間(6/23～6/29) イベント

男女共同参画週間行事として話題性のあるイベントを実施。

仕事をしながら夢を実現させた安田真奈さん(映画監督)の話を聞き、和歌山県田辺市で撮影された映画「幸福のスイッチ」を鑑賞した。

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時	参加者
6/26(土)	“りいぶる”	ワーク・ライフ・バ ランスを考える。	映画監督・脚本家 安田 真奈	13時30分 ～ 17時15分	68人

2 講座開催事業

男女共同参画を推進し、男女が対等な立場で社会を形成できるよう広く啓発するため、様々な視点から学べる各種の講座を開催した。

(1) メディアリテラシー講座

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
7/24(土)	“りいぶる”	マンガ・雑誌を例題に、メディアの実情を知り、メディアリテラシーの必要性を考える。	NPO法人SEAN 副理事長 遠矢 家永子	13時30分 ～ 15時30分	18人

(2) 行政職員のための男女共同参画実践講座

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
7/28(水)	“りいぶる”	行政職員として必要な男女共同参画基本法を学び、施策に活かす。	オフィスピュア 代表 鹿児島県 男女共同参画審議会委員 たもつ ゆかり	13時30分 ～ 15時20分	34人
7/29(木)	田辺市 西牟婁総合庁舎				36人

(3) 男女共同参画の視点で考える防災

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
9/4(土)	“りいぶる”	災害・復興時に男女共同参画の視点を取り入れる必要性と、地域の防災活動について考える。	で・き・たねプロジェクト 主宰 神阪 登茂子	13時30分 ～ 15時30分	27人

(4) 男女の経済的自立講座

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
9/8(水)	“りいぶる”	経済的自立を目指し、現状把握し、行動目標を立てる。	パーソナル・アシスタント・ギャラー LEE'S代表 リー・ヤマネ・清実	13時30分 ～ 15時30分	14人

(5) DV防止啓発講座

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
9/18(土)	“りいぶる”	DVの正しい認識や被害者へのサポートについて学ぶ。	内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力に関する専門調査委員会」委員 大津 恵子	13時30分 ～ 15時30分	22人
2/1(火)	有田川町 金屋文化保健 センター			13時30分 ～ 15時00分	31人

(6) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
9/25(土)	“りいぶる”	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を学ぶ。	心理カウンセラー・大学 非常勤講師 市場 恵子	13時30分 ～ 15時30分	17人

(7) ダイバーシティと男女共同参画

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
10/2(土)	“りいぶる”	男性にスポットをあて、性別の枠にとらわれず多様性を受容し、自分らしい生き方ができるよう気づききっかけとする。	立命館大学・神戸大学 非常勤講師 伊田 広行	13時30分 ～ 15時30分	22人

(8) 子育てと男女共同参画

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
10/7(木)	“りいぶる”	子育てに関する不安を取り除き、のびのびと子育てが楽しめるよう働きかける。	アトム共同保育園 園長 市原 悟子	10時～ 12時	20人
11/7(日)	紀の川市 粉河ふるさと センター			13時30分 ～ 15時30分	11人
1/26(水)	日高川町 農村環境改善 センター			13時30分 ～ 15時30分	20人

(9) ワークライフバランス講座

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
11/18(木)	上富田町 文化会館	仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランスがとれた生活について考える。	NPO法人キャリア・ファシリテーター協会 理事長 吉岡 恭子	14時 ～ 15時30分	13人
1/18(火)	由良町役場	自分らしく生きるために、仕事と生活の調和について考える。	アクト研究室 代表 鳥淵 朋子	13時30分 ～ 15時30分	33人

(10) 男女共同参画基礎講座

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
2/15(火)	橋本市 橋本地区公民館	男女共同参画の基礎的な理解を深め、男女共同参画の必要性を認識する。	神戸大学大学院 教授 朴木 佳緒留	13時30分 ～ 15時30分	53人

(11) 講師派遣

月 日	事業内容等	開催場所	受講者数
6月25日	県農業生産局職員研修	和歌山県庁	24人
29日	〃		24人
10月22日	郵便事業株式会社 橋本支店 人権研修	郵便事業株式会社 橋本支店	44人
11月29日	わかやま市民生活協同組合 セクシャルハラスメント学習会	わかやま市民生活協同 組合	16人
計	講師派遣事業数 4件		108人

3 各種事業

(1) りいぶる企画提案事業

地域で活動しているグループ等から男女共同参画推進のための事業企画を募集、応募があった16事業から5事業を採用し、提案グループに委託し各事業を実施した。

開催日	時間	開催地	テーマ・実施グループ等	講師等	参加者数
10/23(土)	19:00～ 20:30	有田川町	基調講演と地域に住む外国人女性をパネリストに迎えてのディスカッション 「住めば都、地球はまあるい家族です」 (実施: サードウェーブ有田支部)	アクト研究室 代表 鳥淵 朋子	42人
10/27(水)	14:20～ 16:00 19:00～ 21:00	新宮市	高校生へのデートDV防止教育授業と、教職員等への啓発講座 「デートDV防止教育 in 新宮高校」 (実施: ウィメンスタディズ熊野)	立命館大学・神戸大学 非常勤講師 伊田 広行	500人
12/4(土)	9:45～ 12:00	岩出市	子供と保護者に対する男女共同参画講座と男女共同参画すごろく・カルタ遊び「わたしもぼくも みんな生き生き」 (実施: 岩出市男女共同参画推進委員会)	NPO法人SEAN 副理事長 遠矢 家永子	35人
2/6(日)	13:30～ 14:30	御坊市	絵本作家とよみきかせオヤジの会による絵本の読み聞かせライブ 「親子でふれあう絵本ライブ」 (実施: ハッピーママライブ)	絵本作家 さいとう のぶ	100人
2/19(土)	13:30～ 15:30	りいぶる	母子家庭、父子家庭の現状についての基調講演とパネルディスカッション 「シンポジウム ひとり親家庭の仕事と子育ての両立」 (実施: しんぐるまざあず・ふぉーらむ和歌山)	神戸学院大学 教授 神原 文子	21人

(2) チャレンジ支援事業

男女を問わず、それぞれの新たな可能性を発見しチャレンジを希望する人を支援するために、再就職や起業につながる連続講座等を開催した。

開催日	時 間	開催地	テ ー マ	講 師 等	参加者数
7/23(金) 7/30(金) 8/6(金)	13:30～ 15:30	りいぶる	再就職や起業をめざすための講座。 「自分を発見！交流分析」	大阪心のサポートセンター カウンセラー 椿本 玲子	延べ 75人
9/5(日)	13:00～ 15:00	りいぶる	“りいぶる”での人材養成講座を修了し、グループや個人で活躍している方と男女共同参画の活動に興味のある県民との交流の場を提供しネットワークの構築を図る。 「“つながり”を広げる交流会」		12人
12/17(金)	13:00～ 15:00	串本町		和歌山大学経済学部 金川 めぐみ	10人
2/19(土)		田辺市			20人
9/9(木) 9/16(木) 9/30(木)	13:30～ 15:30	りいぶる	子育て中で再就職を目指している人等を対象にコミュニケーション力を身につける。 「私のための実践的コミュニケーション・トレーニング」	C'sGMission(株) コミュニケーション・トレーナー 瀬戸口 千佳 井上 美由紀 西條 読真	延べ 74人
10/26(火) 11/2(火) 11/9(火)	13:00～ 15:00	りいぶる	企画力を身につけ、講座やイベント開催のためのノウハウを学ぶ。 「夢にチャレンジ」	(株)オレンジフリー 代表取締役 吉田 ともこ	延べ 41人
10/29(金)	10:00～ 12:00	りいぶる	自分らしい働き方を考えるときに、必要な情報として知っておきたい社会保険・税金・労働法などに関する知識を得る機会とし、再就職に役立つ。 「再就職準備講座」	社会保険労務士 キャリアアドバイザー 吉岡 恭子	12人
11/5(金)				ハローワーク和歌山 マザーズサロン担当 加藤 弘富 社会福祉法人檸檬会 理事長 前田 効多郎 ユタカ交通グループ 事業責任者 中尾 さとみ	6人

開催日	時 間	開催地	テ ー マ	講 師 等	参加者数
12/11(土)	13:30～ 15:30	りいぶる	講師体験募集で選考された講師による講座。講師体験することで自信をつけ、社会進出のきっかけとなることを目的とする。 「あなたも講師体験」	岸 泉	17人

(3) 市町村フォロー事業

市町村が取り組む基本計画策定をフォローするための連携事業として、基本計画を策定した地域（市町村）で男女共同参画の気運醸成を図るために、親しみやすい内容で講座を開催した。

開催日	時 間	開催地	テ ー マ	講 師 等	参加者数
11/24(水)	13:30～ 15:30	岩出市	講義とグループワーク 「災害が起こったら？ ～体験談から学ぶ、避難所が抱える問題～」	NPO法人 ウィメンズネット・ こうべ 代表理事 正井 礼子	34人

(4) 地域サポート講座

市町村が基本計画を策定・実施するにあたり、今後の地域の担い手となりうる人材を養成し、地域での取組の促進に寄与することを目的として、市町村と協働のもとに地域のニーズに合わせた講座を当該地域で開催した。

開催日	時 間	開催地	テ ー マ	講 師 等	参加者数
10/28(木)	13:30～ 15:30	日高川町	「青少年を取り巻く環境」	和歌山県青少年・ 男女共同参画課 健全育成班長 山本 久司	21人
11/23(火)	13:30～ 15:30	日高川町	「うちの子最高！すてきな子どもたちへ、今伝えたい ～親として、地域として、人生の先輩として～」	幼児教育研究家 熊丸 みつこ	22人

開催日	時 間	開催地	テ ー マ	講 師 等	参加者数
2/17(木)	13:30～ 15:00	田辺市	農業に活かす女性の力 第1回 「子や孫にバトンタッチできる農 業づくりを」	和歌山大学 名誉教授 橋本 卓爾	29人
2/18(水)	13:30～ 15:30	日高川町	「防災は日常から始まる ～女性の視点から考えてみよう～」	NPO法人ウィメ ンズネット・こうべ 代表理事 正井 礼子	20人
2/24(木)	13:30～ 15:00	田辺市	農業に活かす女性の力 第2回 「ふるさと古座川を未来に残すために」	古座川ゆず平井の里 総務・営業統括責任者 倉岡 有美	23人

(5) 男女共同参画相談員養成講座

フェミニストカウンセリングについて理解を深め、基礎から実践までの相談全般の知識や手法を学び、さまざまな男女共同参画に関する相談に対応できる相談員養成のための連続講座を開催した。

- ・日 程 平成23年1月9日(日)～平成23年2月6日(日)の間で8日間
- ・受講生 17人(総授業時間数の3/4以上の受講生15人に修了証を交付)
- ・開催地 新宮市

月 日	時 間	テ ー マ	講 師
1/9(日)	13:00～ 15:00	被害者支援とは	フェミニストカウンセリング堺 カウンセラー 藤原 暁子 宮野 由起子 和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター 女性相談課長 福島 明美 ウィメンスタディズ熊野 代表 村上 恵美子
1/10(月)	10:00～ 15:00	ジェンダーについて ドメスティック・バイオレンスとは	
1/15(土)		DV被害者の支援について 女性の生活と法律	
1/16(日)		DV被害者の心理 DVの子どもへの影響	
1/22(土)		セクシュアリティの基礎知識 セクシュアルハラスメントとは	
1/23(日)		相談を聞く際の留意点	
2/5(土)		相談員養成実践	
2/6(土)		相談員養成実践 実践活動から 交流会	

(6) DV被害者支援ボランティア養成講座

DV被害に関する理解を深め、被害者への正しい支援方法を身につけるため、講義とワークの手法を用いて基本的な知識を学ぶ基礎編として講座を開催した。

- ・受講生 23人
- ・開催地 海南市

月 日	時 間	テ ー マ	講 師
1/29 (土)	10:00～ 15:00	ドメスティック・バイオレンスとは何か。 被害女性の心理。 DV被害者の支援について。	フェミニストカウンセリング堺 カウンセラー 藤原 暁子 ウィメンスタディズ熊野 代表
1/30 (日)	10:00～ 15:30	相談を聴く際の留意点。 海南市の支援体制 実際の活動をとおして。 これからの支援に向けて。	村上 恵美子 和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター 女性相談課長 福島 明美 海南市子育て推進課 小柳 衣利子

(7) 性暴力被害者支援講座

性暴力について知り、被害者を支援するとき二次被害を与えないためにも、必要なものは何かを学ぶための講座を開催した。

月 日	時 間	開催地	テ ー マ	講 師	参加者数
9/11(土)	13:30～ 15:30	りいぶる	「性犯罪被害にあうということ」	性犯罪被害者支援活動 「みかつき」主宰 小林 美佳	25人
2/27(土)		田辺市			46人

(8) りいぶるわいわいサロン

身近なテーマについて、ゲストスピーカーを交え或いは映画を観て、自由に意見交換や情報交換を行うことができる機会を提供し、ジェンダー（社会的につくられた性別意識）への気づきや問題解決力、行動力を高めるとともに、参加者同士の交流促進を図った。

回	月 日	時 間	テ ー マ	内 容	参加者数
1	4/25(日)	13:30～ 16:30	りいぶるシアター ①	映画「おくりびと」を鑑賞後、意見交換を行い参加者の交流を深めた。	28人
2	8/21(土)	13:30～ 15:30	子どもと一緒に、パ ステルアートに挑 戦	パステル和アート公認インストラクター 一馬由美子さんを講師に迎え、パス テルを用いて自由に自己表現するこ とを体験した。また他者の作品を鑑賞し、 意見交換を行った。	15人
3	8/28(土)	13:30～ 15:30	体験してみませんか？護身術	金剛禅総本山少林寺・紀州和佐道院 道院長 中村四郎さんを講師に迎え、 防犯意識を高め、自分の身を守る護身 術を体験した。	29人
4	8/29(日)	13:30～ 16:00	りいぶるシアター ②	映画「ナミイと唄えば」を鑑賞後、意 見交換を行い参加者の交流を深めた。	13人
5	10/24(日)	13:30～ 16:00	りいぶるシアター ③	映画「折り梅」を観て、感想や介護・ 人間関係などについて意見交換を行い、 交流を深めた。	10人
6	11/11(木)	13:30～ 15:30	私らしいステキな お産を考える	出張専門助産師 中西理予さんを講師 に迎え、安心して安全な自分らしいお産 をするための話を聞き、グループワー クをすることにより、交流を深めた。	8人
7	12/12(日)	10:00～ 12:00	子育て支援を語ろ う会	和歌山信愛女子短期大学保育科、専任講 師 森下順子さんをゲストスピーカーに 迎え、和歌山信愛女子短期大学保育科の 学生に、子育て環境についての研究発表 していただいた。後半はグループにわか れ子育て支援について話し合った。	14人
8	12/19(日)	13:30～ 16:00	りいぶるシアター ④	映画「ミラクルバナナ」を鑑賞後、意 見交換を行い参加者の交流を深めた。	16人
9	2/20(日)	13:30～ 16:00	りいぶるシアター ⑤	映画「ポストマン」を鑑賞後、意見交 換を行い参加者の交流を深めた。	21人

(9) りいぶる語り合い広場

相談から見えてくる課題をテーマに、講師のお話を聞き、参加者と自由な意見交換を行った。

月 日	時 間	テ ー マ	講 師	参加者数
9/12(日)	13:30～15:30	子どもの感じ方を知ろう ～発達障害を通して～	和歌山信愛女子短期大学 保育科専任講師 森下 順子	18人
10/17(日)	13:30～15:30	依存症 ～家族の関わりを考える～	和歌山ダルク 代表 和高 優紀	32人
1/16(日)	13:30～15:30	ありのままに生きる ～性同一性障害をと おして～	チーム紀伊水道メンバー 倉嶋 麻理奈	39人

(10) デートDV防止啓発事業

和歌山県内5大学生へのアンケート調査結果をふまえて、デートDV防止啓発のため基調講演とパネルディスカッションを開催した。

月 日	時 間	テ ー マ	講 師	参加者数
12/5(日)	13:30～14:25 14:35～16:00	基調講演 「知っていますか？デ ートDV」 パネルディスカッショ ン 「デートDV防止のた めに」	立命館大学・神戸大学 非常勤講師 伊田 広行 コーディネーター 和歌山大学 経済学部准教授 金川 めぐみ 助言者 伊田 広行（講演者） パネリスト NPO 法人さんかくナビ 理事長 貝原 己代子 神戸市看護大学 教授 高田 昌代 和歌山大学 教育学部学生 播磨 正弥 和歌山信愛女子短期大学 保育科学生 宮本 紗衣	175人

(11) 男女共同参画いきいき大賞

県内において積極的に男女共同参画に取り組み、実践している個人・団体を広く募集し、選考の結果、次のとおり表彰を行った。

賞	受賞者
ベストパーソン賞	熊谷 重美 (日高川町) 種村 秀子 (岩出市)
ベストグループ賞	和歌山電鉄株式会社 (和歌山市) 子育て支援サークルあったカフェ (串本町) 株式会社ラカン (田辺市)

(12) 男女共同参画啓発ポスター募集

「つながるとできるよ まあ〜るい社会」

「夢も心も 色いろ みとめあって 共同参画」

「みんなでスクラム組もう 輝く未来へ タックルや」

をテーマにポスターを募集。

小・中学校及び高等学校の児童・生徒を中心に201点の応募があり、最優秀賞5点、優秀賞10点を啓発ポスター選考委員会において選考し表彰した。

入賞作品をりいぶるフェスタ2010の会場に展示後、応募全作品を和歌山バス(株)の協力を得て、路線バス(南海和歌山市駅〜JR和歌山駅間)の車内へ展示した。

最優秀賞

(敬称略/学年はいずれも平成22年当時)

○小学生の部	岡田 和典	和歌山市立雄湊小学校	6年
	岡崎 楓	和歌山市立三田小学校	6年
○中学生の部	田中 千菜津	有田市立文成中学校	1年
○高校生の部	高力 夏花	和歌山県立星林高等学校	1年
	宮本 美希子	和歌山県立星林高等学校	1年

優秀賞

○小学生の部	新谷 春日	和歌山市立宮北小学校	1年
	清水 莉帆	かつらぎ町立渋田小学校	5年
	青木 菜奈	和歌山市立雄湊小学校	5年
	出口 奈侑	岩出市立根来小学校	5年
	小畑 修平	和歌山市立雄湊小学校	6年
	望月 楓	和歌山市立雄湊小学校	6年
○中学生の部	河野 葵	和歌山市立明和中学校	2年
	志茂 文香	和歌山市立東中学校	2年
○高校生の部	大西 彩夏	和歌山県立星林高等学校	1年
	番匠 由麻	和歌山県立星林高等学校	1年

※平成21年度入賞作品の展示

たま電車(和歌山駅～貴志駅間)

平成22年6月24日～6月29日

和歌山県民文化会館内ロビー

平成22年7月13日～7月29日

県立図書館エントランスホール

平成22年7月30日～8月13日

4 情報収集提供事業

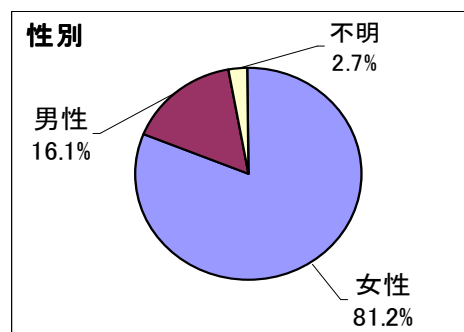
(1) 図書・情報資料室の運営

ア 蔵書数（平成23年3月31日現在）

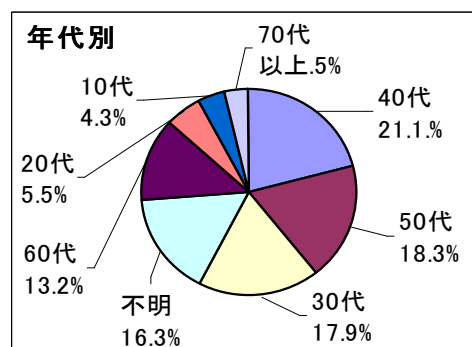
蔵書数 7,473冊
ビデオ・DVD 238本

イ 図書貸出利用カード登録数

(ア)性別		人数	割合
女性		725人	81.2%
男性		144人	16.1%
不明		24人	2.7%
計		893人	



(イ)年代別		人数	割合
10代		38人	4.3%
20代		49人	5.5%
30代		160人	17.9%
40代		188人	21.1%
50代		163人	18.3%
60代		118人	13.2%
70代以上		31人	3.5%
不明		146人	16.3%
計		893人	

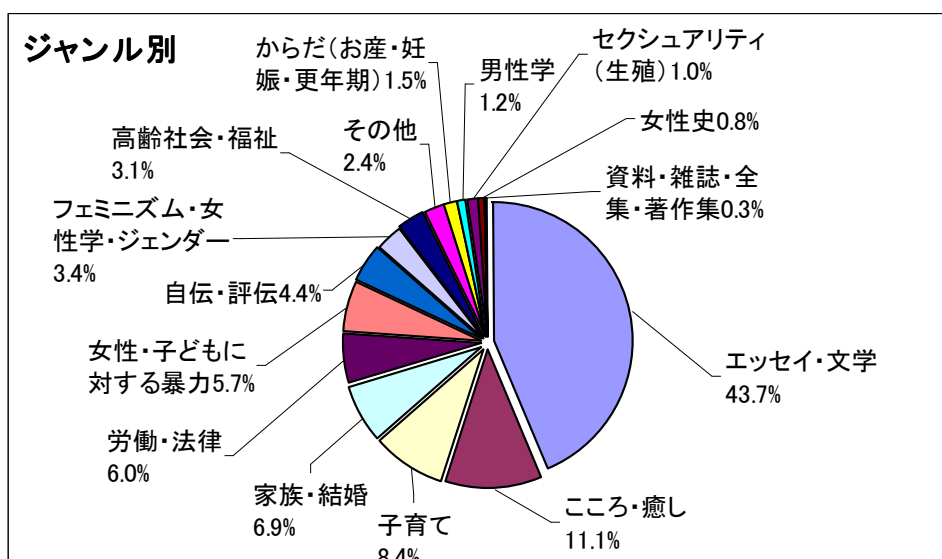


ウ 図書・ビデオ等貸出状況

	開館日数	貸出者数	一日当たり 平均貸出者数	貸出冊数	一人当たり 平均貸出冊数
4月	25日	90人	3.6人/日	186冊	2.1冊/人
5月	24日	80人	3.3人/日	169冊	2.1冊/人
6月	26日	48人	1.8人/日	103冊	2.1冊/人
7月	27日	78人	2.9人/日	170冊	2.2冊/人
8月	26日	75人	2.9人/日	124冊	1.7冊/人
9月	25日	78人	3.1人/日	148冊	1.9冊/人
10月	27日	76人	2.8人/日	145冊	1.9冊/人
11月	23日	58人	2.5人/日	122冊	2.1冊/人
12月	23日	54人	2.3人/日	111冊	2.1冊/人
1月	24日	51人	2.1人/日	108冊	2.1冊/人
2月	23日	67人	2.9人/日	138冊	2.1冊/人
3月	27日	69人	2.6人/日	148冊	2.1冊/人
計	300日	824人	2.7人/日	1,672冊	2.0冊/人

エ ジャンル別図書貸出状況

分 類		貸出数	構成比%
A	フェミニズム・女性学・ジェンダー (社会的性別)	49	3.4
B	労働・法律	87	6.0
C	家族・結婚	100	6.9
D	女性・子どもに対する暴力	83	5.7
E	こころ・癒し	160	11.1
F	子育て	122	8.4
G	からだ (お産・妊娠・更年期)	21	1.5
H	セクシュアリティ (生殖)	14	1.0
I	女性史	11	0.8
J	自伝・評伝	63	4.4
K	エッセイ・文学	632	43.7
L	高齢社会・福祉	45	3.1
M	男性学	18	1.2
N	資料・雑誌・全集・著作集	5	0.3
O	その他	35	2.4
P	ビデオ・DVD	227	
合 計		1,672	



(2) 情報紙 センターニュース「りいぶる」の作成

- 規 格 A4版 8ページ
- 部 数 2,700部/回
- 発行回数 年4回
- 配布先 各市町村、各振興局総務県民課ほか



(3) ホームページの運営（平成13年8月24日開設）

男女共同参画を推進するため、インターネットを利用した各種情報提供を行った。
 (主な内容)

- ・ センターの施設案内
- ・ 図書、ビデオ情報
- ・ 相談窓口案内
- ・ 主催講座案内、講座レポート等



(4) メールマガジンの配信（平成23年2月配信休止）

- パソコン版 「りいぶるほっと情報」
- 携帯電話版 「りいぶるほっと情報 モバイル！」

(主な内容)

- ・ 主催講座、イベント情報、図書及びビデオ・DVD情報
- ・ 県内の男女共同参画に関する情報等

(5) 書評誌「りいぶるBook～これ。読んだ?～」の作成

- 規 格 A4版 6ページ
- 部 数 1,750部/回
- 発行回数 年4回
- 配布先 各市町村、各振興局総務県民課ほか

ボランティアスタッフが作る和歌山県男女共同参画センターの書評誌

2010.7

りいぶるBook

～これ。読んだ?～

Vol.6

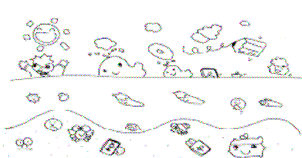


イラスト くらほんた
●藤村マキ子

書名	著者名	ページ
1/15ルール	佐藤 田中・小崎 静広	1
100万回生きたねこ	佐野 洋子	1
せなせなの健康食	藤田 尚博	2
本気で化けて復活しめて	藤本 千絵	2
私の未来	河村 博子	3
私が習字がはまっても喜ばれ	中谷 立花子・中野 智恵	3
せれ。恋愛しなきゃダメです	藤田 徳之	4
今日を生きる	大平 光代	4

ボランティアスタッフが作る和歌山県男女共同参画センターの書評誌

2010.10

りいぶるBook

～これ。読んだ?～

Vol.7



イラスト くらほんた
●藤村マキ子

書名	著者名	ページ
くらへない生きか	久保 明代・藤田 真	1
鎌倉の猫の恋心	関川 みづこ	1
猫の魂	小川 英	2
学大の生と暮らした先輩がうつくしくなる18の経験	石塚 雅彦	2
思うとおりに学べないゆえ	ターシャ・ブリューガー	3
インナーチャイルドと向き合おう	佐藤 直志	3
かんじの英語	山本 一夫	4

ボランティアスタッフが作る和歌山県男女共同参画センターの書評誌

2011.1

りいぶるBook

～これ。読んだ?～

Vol.8




イラスト くらほんた
●藤村マキ子

書名	著者名	ページ
ソルウェーの森	村上 春樹	1
探偵かたつむり	小畑 栄	1
伊藤の心から愛の空	伊藤 比呂美	2
読者の心から愛の空	藤本 比呂美	2
夜明けの日記	メイ・ワートン	3
アゾウラ女子超がついてきた	藤村のゆづり・藤村リサ子	3
マリアのファンター	志村あきな	4
猫の物語	ロバート・ウェストン	4
生きる大人はなぜ愛した	藤山 リカ	5
ドラト先生の6種雑学(全5巻)	フランソワーズ・ドルト	5

ボランティアスタッフが作る和歌山県男女共同参画センターの書評誌

2011.4

りいぶるBook

～これ。読んだ?～

Vol.9

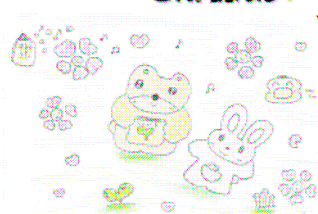


イラスト くらほんた
●藤村マキ子

書名	著者名	ページ
くらへない生きか	久保 明代	1
読者の心から愛の空	藤本 比呂美	1
私の未来のものがたり〜フェイスブック・アートの力で〜	中西 薫子	2
村上春樹の森	村上 春樹	2
伊藤の心から愛の空	伊藤 比呂美	2
夜明けの日記	メイ・ワートン	3
探偵かたつむり	小畑 栄	3
ソルウェーの森	村上 春樹	3
ドラト先生の6種雑学(全5巻)	フランソワーズ・ドルト	5

5 相談事業

(1) 総合相談

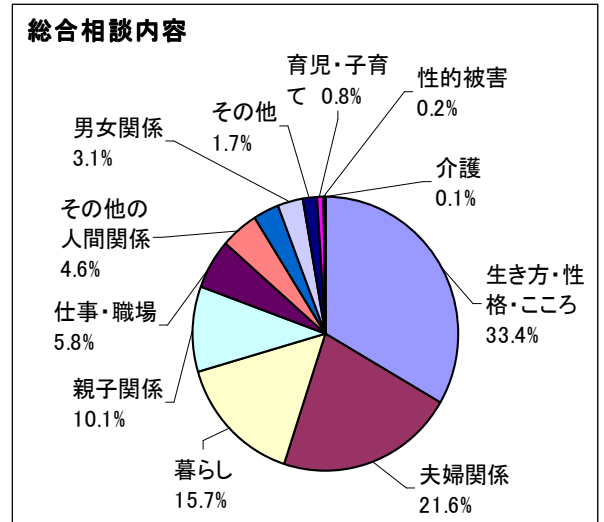
- ・男女共同参画相談員による面接相談または電話相談

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	5	6	15	10	8	12	6	8	5	6	7	9	97
電話	168	134	190	203	169	163	217	161	187	169	180	216	2,157
計	173	140	205	213	177	175	223	169	192	175	187	225	2,254

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
生き方・性格・こころ	753	33.4
からだ・性・健康	69	3.1
仕事・職場	131	5.8
夫婦関係	486	21.6
男女関係	69	3.1
親子関係	227	10.1
その他の家族関係	0	0
その他の人間関係	103	4.6
性的被害	5	0.2
育児・子育て	17	0.8
介護	2	0.1
学習	0	0
暮らし	354	15.7
その他	38	1.7
計	2,254	



*左表相談内容のうち

DV	210 件
ストーカー	5 件
セクハラ	18 件
虐待	21 件
パワハラ・いじめ	10 件

(2) 法律相談

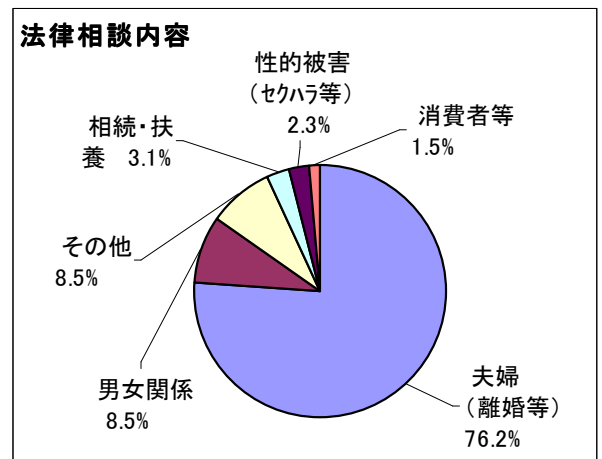
- ・女性弁護士による法律問題に関する面接相談
月3回 午後1時から午後4時10分（予約制）

(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
13	12	13	10	13	12	11	14	8	11	6	7	130

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦（離婚等）	99	76.2
男女関係	11	8.5
相続・扶養	4	3.1
消費者等	2	1.5
性的被害（セクハラ等）	3	2.3
その他	11	8.5
計	130	



**左表相談内容のうち

DV	17 件
ストーカー	1 件
セクハラ	4 件
虐待	2 件

(3) 男性相談（平成22年10月より開始）

- ・男性相談員による男性のための電話相談
毎月第2水曜日 午後4時30分から午後8時30分（先着順・予約優先・男性のみ）

(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
-	-	-	-	-	-	1	0	2	2	2	1	8

(相談内容) 夫婦関係3件、その他の人間関係3件、仕事・職場2件

(4) カウンセリング

・女性カウンセラーによる面接相談または電話相談

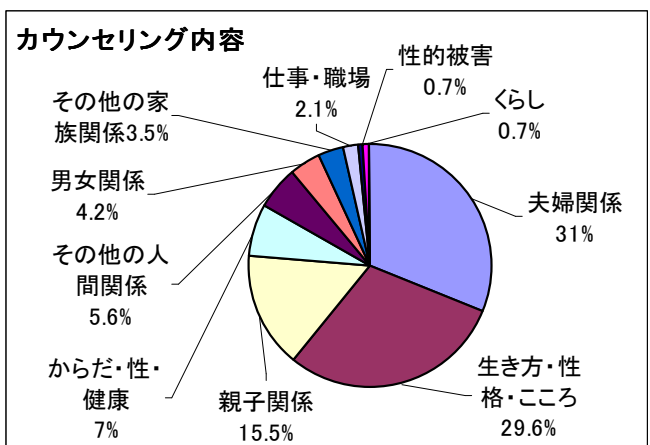
毎月 第1～第4金曜日 午後1時から午後4時40分（予約制）

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	7	7	6	6	7	7	9	8	7	6	5	7	82
電話	6	6	4	5	3	4	4	4	5	6	9	4	60
計	13	13	10	11	10	11	13	12	12	12	14	11	142

(相談内容)

内 容	件数	構成比 (%)
夫婦関係	44	31.0
男女関係	6	4.2
親子関係	22	15.5
その他の家族関係	5	3.5
その他の人間関係	8	5.6
生き方・性格・こころ	42	29.6
からだ・性・健康	10	7.0
仕事・職場	3	2.1
性的被害	1	0.7
暮らし	1	0.7
その他	0	0
計	142	



*左表相談内容のうち

DV	13 件
セクハラ	2 件
ストーカー関係	0 件
虐待	0 件
パワハラ・いじめ	0 件

(5) チャレンジ相談

就職・起業・将来の生活設計等に関する疑問に、キャリアコンサルタント、社会保険労務士が面接または電話でアドバイスを行った。

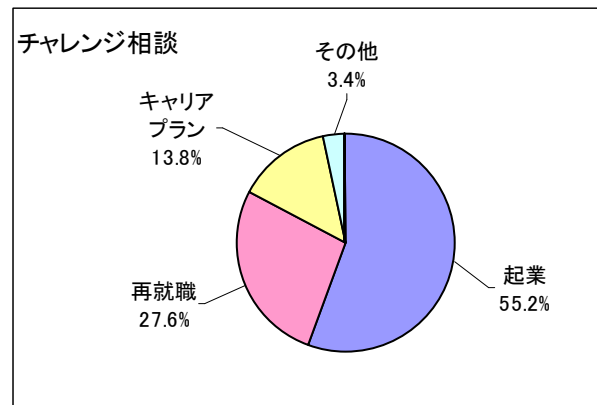
毎月1回、25日(休館日の場合は翌日)

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	0	2	2	1	3	1	1	3	4	1	2	2	22
電話	0	1	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	7
計	0	3	3	1	4	2	1	4	4	2	3	2	29

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
起業	16	55.2
再就職	8	27.6
キャリアプラン	4	13.8
その他	1	3.4
計	29	



6 センター利用状況（来訪者数及び貸室等利用者数）

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
会議室A	333	450	359	813	273	650	518	409	527	690	579	355	5,956
主催事業	28		75	108	59	222	116	49	32	39	21		749
他機関実施	287	388	199	512	95	188	258	156	192	367	505	199	3,346
その他	18	62	85	193	119	240	144	204	303	284	53	156	1,861
会議室B	331	491	351	423	188	306	401	248	175	201	202	320	3,637
主催事業					5				14				19
他機関実施	275	433	302	385	149	242	305	220	117	153	153	258	2,992
その他	56	58	49	38	34	64	96	28	44	48	49	62	626
会議室C	211	532	277	586	369	505	390	320	528	360	397	385	4,860
主催事業		25			38						21		84
他機関実施	86	368	237	549	272	294	359	244	341	317	241	376	3,684
その他	125	139	40	37	59	211	31	76	187	43	135	9	1,092
図書資料室	180	202	119	167	169	174	153	128	113	115	150	157	1,827
サロン来訪	374	148	120	160	163	184	141	137	123	151	139	142	1,982
その他部屋	160	74	112	133	96	170	154	194	211	144	124	174	1,746
ビッグ愛									175				175
各種相談	199	168	231	235	204	200	249	199	218	202	212	246	2,563
視察等										22			22
地域における利用			64	36			607	671	45	319	387		2,129
計	1,788	2,065	1,633	2,553	1,462	2,189	2,613	2,306	2,115	2,204	2,190	1,779	24,897

参 考 资 料

和歌山県男女共同参画推進条例(平成14年3月26日和歌山県条例第14号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第18条—第22条)

第4章 和歌山県男女共同参画審議会(第23条—第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

和歌山県は、男女が平等で、共に生かし合い支え合うことのできる社会の実現を目指した積極的な取組を行ってきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度や慣行による不平等は、根深く残り、社会参画を求めながらもその願いがかなわない人々が、今なお存在する。

このような状況の中で、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応し、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことのできる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画を更に推進し、すべての男女が、人間としての誇りをもち、心の豊かさと経済的な豊かさを共に実感しつつ、安心して生き生きと暮らすことのできるふるさと和歌山を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けられないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重さ

れること。

- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とを円滑に両立できるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 他の地方公共団体との広域的連携及び国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、かつ、職業生活と家庭生活とを円滑に両立できるよう職場環境の整備に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向及び基本的な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、学校教育その他のあらゆる教育において、男女の人権の尊重及び男

女共同参画に関する学習の機会の確保及び教育の内容の充実が図られるよう努めるものとする。

(県の政策決定過程等における男女共同参画の推進)

第9条 県は、審議会その他の附属機関等の委員を任命又は委嘱するときは、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、政策決定過程等における男女共同参画を率先して推進するため、職員の任用に当たっては、本人の意欲と能力に基づく実質的な男女平等を確保するとともに、職員である男女の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるものとする。

(子育て・介護環境の向上)

第10条 県は、男女が共に、子育て及び家族の介護に積極的にかかわり、家庭生活における活動と家庭生活以外における活動とを円滑に両立できるよう、家族はもとより、地域、職場、学校等が相互に協力しながら一体となって支え合うことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者が行う活動への支援及び情報収集等)

第11条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等を公表することができる。

(農林水産業、商工業等の産業の分野における男女共同参画の推進)

第12条 県は、起業又は経営等の事業活動を行う男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めるものとする。

2 県は、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事する男女が、性別にかかわらず生産又は経営における活動と家庭生活における活動とを円滑に両立できるとともに、それぞれの活動に共同して参画できる環境づくりに努めるものとする。

(県民が行う活動への支援)

第13条 県は、県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、男女共同参画の推進のための人材の養成その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。

2 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村からの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は男女の人権を損なうような暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現その他の男女の人権の侵害につながるような表現を行うことのないように努めなければならない。

(相談への対応等)

第20条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為について、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者（以下「県民等」という。）からの相談に適切に対応するため、相談員の設置等相談体制の充実に努めるものとする。

(被害者支援)

第21条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）から、家庭内等において、男女間の暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者（以下「被害者」という。）に対し、必要に応じて助言、施設への一時的な入所等による保護その他の適切な支援を行うものとする。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設及び知事が別に指定する施設（以下「センター等」という。）の長は、前項に規定する一時的な入所等による保護又は同法第3条第2項第3号に規定する一時保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、男女間の暴力的行為又は同法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（以下「暴力的行為等」という。）が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 被害者に対し暴力的行為等を行った者又はその者から依頼を受けた者（以下「加害者等」という。）からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

3 センター等の長は、被害者の保護のため必要があると認めるときは、当該被害者からの申出に基づき、警察等関係機関に対する協力の要請その他の必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民等から苦情があったときは、当該苦情への適切な対応に努めるものとする。

2 知事は、前項の苦情への対応に当たって特に必要があると認めるときは、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第4章 和歌山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第23条 男女共同参画の推進を図るため、和歌山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）

を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事務

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県男女共同参画基本計画(平成19年3月31日制定)のあらまし

■計画の位置づけ

- ①和歌山県男女共同参画推進条例第7条に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」
- ②男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条で定める法定計画
- ③和歌山県男女共同参画基本計画（平成15年3月策定）の改定計画

■計画期間

計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間です。

また、この期間中においても、必要な見直しを行うことを妨げるものではありません。

■改定計画のポイント

この計画では、和歌山県男女共同参画推進条例に掲げる理念を基本として、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できるふるさとの実現をめざし、男女共同参画を具体的に押し進めるため、前計画と同じ長期的な目標と8つの施策の方向を定めています。（次頁参照）

さらに、前計画の内容を基本的に維持しながら、社会経済情勢の変化や策定後4年間の成果や課題を踏まえ、より実効性のある施策を実施します。また、地域の活性化のためには女性の能力を活かすことが重要となるため、国が実施する女性の再チャレンジを考慮して女性が一層活躍しやすい社会環境を整備し、社会参画を促進します。加えて、大量に定年期を迎える団塊の世代を含めた男性が家庭生活や地域社会へ参画することを促進します。

なお、計画改定に当たって、新たに追加した項目は次のとおりです。

- ◇ 防災・災害復興における男女共同参画の推進
- ◇ 男女共同参画についての男性に対する広報・啓発活動の推進
- ◇ パートタイム労働者、派遣労働者等に対する適正な処遇・労働条件確保の徹底
- ◇ 起業支援策の充実
- ◇ あらゆる男女間の暴力的行為の予防
- ◇ 性犯罪加害者に関する対策の推進
- ◇ 人身取引への対策の推進
- ◇ 性差医療の推進
- ◇ 適切な性教育の推進
- ◇ 喫煙・飲酒対策の推進
- ◇ 女性のチャレンジ支援

■県の基本的な役割

- ①性別にかかわらず男女が「安心」してあらゆる分野で「生き生き」と活躍できる環境整備を県民の皆さんと協働して一層進めること
- ②県民や事業者の皆さんの男女共同参画に向けた取組を促進したり、支援すること

■県民、事業者の皆さんの役割

県民の皆さんには、男女を問わず、家庭で、地域で、職場で、学校でそれぞれの個性と能力を「生き生き」と十分発揮していただきたいと考えています。

事業者の皆さんにも、男女が共に仕事と家庭を両立し、平等に、そして健康に働き続けることができる事業所運営をしていただきたいと考えています。

長期的な目標と8つの施策の方向

